

賃上げ促進税制 2023

今年は円安や原材料高による物価高を背景に、大企業の大幅な賃上げ発表を多く目にしました。中小企業にとってはまだまだ経営環境が良くなったとは言い難く、大幅な賃上げができる状況ではありませんが、それでも従業員の生活を守ろうと、通常の昇給幅よりも多く昇給したケースも見受けられます。賃上げによる給与支払の増加に対しては、数年前から要件を満たすことにより税額控除を受けることができるようになっていきます。今年の3月決算からはさらに使い勝手がよくなっていますので、来年以降も可能な範囲で積極的な賃上げ実施を計画してみたいかと思いますが、

改正前 (2022)	改正後 (2023)
【通常要件】 給与等支給総額が前年度比で 1.5%以上増加	【通常要件】 ⇒変更なし 給与等支給総額が前年度比で 1.5%以上増加
【税額控除】 給与等支給総額が前年度給与総額を上回った分の 15%	【税額控除】 ⇒変更なし 給与等支給総額が前年度給与総額を上回った分の 15%
【上乘せ】 給与等支給総額の増加率が前年比 2.5%以上 かつ次のいずれかを満たす場合に、給与等支給総額が前年度給与総額を上回った分の 25%税額控除 (法人税・所得税の20%上限) ①教育訓練費が対前年比 10%以上増加 ②経営力向上計画の認定を受けていて、経営力向上がなされている	【上乘せ①】 給与等支給総額の増加率が前年比 2.5%以上増加 ⇒15%加算 (= 給与増加額の 30%税額控除)
	【上乘せ②】 教育訓練費が対前年比 10%以上増加 (※) ⇒10%加算 (= 給与増加額の 25%税額控除) ※教育訓練費の明細を保存 (確定申告書への添付不要) 経営力向上計画の認定要件不要
	【上乘せ①②両方を満たす場合】 ⇒給与増加額の 40%税額控除 (基本 15% + 上乘せ①15% + 上乘せ②10%)
【控除限度額】 法人税・所得税×20%	【控除限度額】 法人税・所得税×20%

※適用時期 令和4年4月1日から令和6年3月31日開始事業年度

歯科会計®

令和 6 年以降の贈与対策

令和 5 年度税制改正により、贈与対策及び相続対策の方針が令和 6 年より大きく変わることが予想されます。暦年贈与制度における生前贈与加算（相続財産への加算）対象期間が現行亡くなる 3 年前から 7 年前までに拡大される不利な改改正となる一方で、相続時精算課税制度による贈与では基礎控除 110 万円が新設され、かつ当該基礎控除部分は生前贈与加算（相続財産への加算）の対象外となり、利便性が向上します。これらを踏まえて、令和 6 年以降は暦年贈与による贈与もしくは相続時精算課税制度による贈与のいずれを贈与対策として利用していくべきか検討が必要となります。

<令和 5 年度の贈与対策>

令和 5 年中は現行制度となるため、今までどおり 110 万円の基礎控除を利用した暦年贈与制度での贈与を継続するのがよいでしょう。相続財産が多額に見込まれる場合は 110 万円を超える大きめの金額での贈与がお勧めです。

<令和 6 年度以降の贈与対策>

（暦年贈与が有利と考えられるケース）

- 孫への贈与を行う場合（孫が遺贈を受ける場合や代襲相続人になる場合は除く）
- 子の配偶者への贈与を行う場合
 - 孫や子の配偶者など、生前贈与加算の対象から外れる相手への贈与は今までどおり暦年贈与が有利と考えられます。
- 多額の相続財産が見込まれるとともに、年齢が若く元気な場合（110 万円を超える贈与）
 - 贈与税負担を伴っても将来の相続税率より低い贈与税率と見込まれる場合は大きめの金額での贈与を行い、相続税対象の財産を減らしていくことが有利です。

（相続時精算課税制度による贈与が有利と考えられるケース）

- 年間 110 万円以内の贈与を継続したい場合
- 贈与者が高齢の場合
 - 亡くなる前の 110 万円以下の贈与は相続財産に加算されないため有利と考えられます。
- 将来にむかって価値が高まっていく可能性が高い財産を贈与したい場合

一度、相続時精算課税制度を選択すると、もう暦年贈与の制度には戻れなくなる点は注意が必要です。なお、父親からは相続時精算課税制度による贈与で 110 万円、母親からは暦年贈与で 110 万円の贈与を受けると、年間合計 220 万円の基礎控除がとれるようになるのは注目すべき点です。状況に応じていずれの贈与制度を用いて贈与対策を行っていくか、今までより慎重な判断が必要となってきます。